

## 平成25年度 普通交付税等（県内市町村分）について

平成25年度の普通交付税等の決定額及びその内容については、次のとおりです。

### ■ 普通交付税決定額（a）

県内市町村合計 111,235,817 千円（対前年度比+1,542,218 千円 +1.4%）

<参考>全国の市町村の増減率△1.3%

### ■ 臨時財政対策債発行可能額（b）

県内市町村合計 20,536,075 千円（対前年度比+918,115 千円 +4.7%）

<参考>全国の市町村の増減率+3.9%

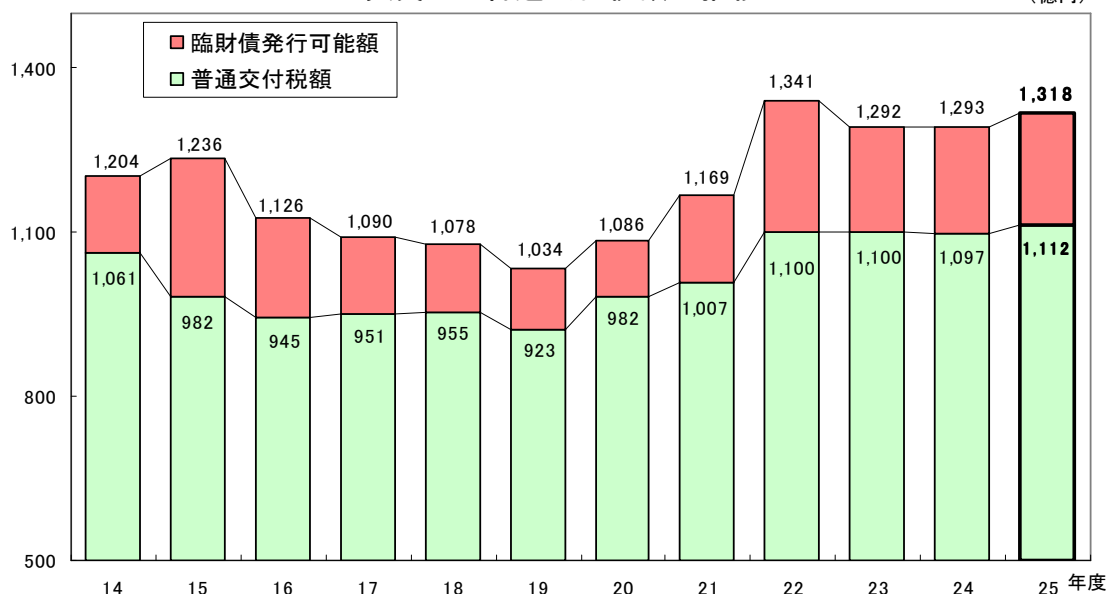
### ■ 実質的な普通交付税額（a）+（b）

県内市町村合計 131,771,892 千円（対前年度比+2,460,333 千円 +1.9%）

<参考>全国の市町村の増減率△0.1%

実質的な普通交付税額の推移

（億円）



平成25年度普通交付税の算定結果【県内市町村合計】  
 (基準財政需要額、基準財政収入額、交付基準額)

(単位:千円)

区 分		平成25年度 ①	平成24年度 ②	増減額 ③=①-②	増減率 ④=③/②	
基準財政需要額	個別算定経費 (C~Eを除く)	A	165,174,102	164,877,953	296,149	0.2%
	包括算定経費	B	31,765,046	32,712,077	-947,031	-2.9%
	地域経済・雇用対策費	C	5,796,685	5,778,234	18,451	0.3%
	地域の元気づくり推進費	D	1,171,563	0	1,171,563	皆増
	公債費	E	30,115,580	29,057,506	1,058,074	3.6%
	臨時財政対策債振替相当額	F	20,536,075	19,617,960	918,115	4.7%
	錯誤措置額	G	183,001	23,620	159,381	674.8%
	合 計 (A+B+C+D+E-F+G)	H	213,669,902	212,831,430	838,472	0.4%
	臨時財政対策債分含み (F+H)	I	234,205,977	232,449,390	1,756,587	0.8%
基準財政収入額	J	102,292,734	102,753,925	-461,191	-0.4%	
交付基準額 (H-J)	K	111,377,168	110,077,505	1,299,663	1.2%	
普通交付税額	L	111,235,817	109,693,599	1,542,218	1.4%	
実質的な普通交付税額 (F+L)	M	131,771,892	129,311,559	2,460,333	1.9%	

注1 基準財政収入額は錯誤措置額を含めた額。交付基準額と普通交付税額の差は調整額。

注2 平成24年度は当初算定時の額

## 算定結果の特徴

(1) 基準財政需要額 2,342 億円 (対前年度比 +18 億円 +0.8%)

(臨時財政対策債発行可能額及び錯誤措置額を含む)

<全国の市町村の増減率+0.7%>

### ○主な減要因

・ 消防費	△ 6 億円	単位費用 (給与分) の減
・ 地域振興費	△ 5 億円	歳出削減等に応じた算定額の減
・ 清掃費	△ 4 億円	地方債の償還終了

### ○主な増要因

・ 保健衛生費	+ 1 2 億円	子宮頸がん等ワクチン接種基金等を活用した国庫補助事業の一般財源化
・ 地域の元気づくり推進費	+ 1 2 億円	臨時費目の新設
・ 高齢者保健福祉費	+ 1 1 億円	介護給付費負担金、後期高齢者医療給付費負担金の増

(2) 基準財政収入額 1,023 億円 (対前年度比△5 億円 △0.4%)

(錯誤措置額を含む)

<全国の市町村の増減率+1.5%>

### ○主な減要因

・ 市町村民税 (法人税割)	△ 1 6 億円	企業収益の悪化
・ 固定資産税 (土地)	△ 5 億円	土地価格の下落
・ 自動車重量譲与税	△ 1 億円	自動車登録台数の減少

### ○主な増要因

・ 市町村たばこ税	+ 8 億円	道府県たばこ税からの税源移譲
・ 固定資産税 (家屋)	+ 4 億円	前年に新增築した家屋の価格増
・ 市町村民税 (所得割)	+ 4 億円	年少扶養控除の廃止

## 平成25年度普通交付税決定額等(市町村別)

(単位:千円、%)

市町村名	普通交付税額(錯誤含む)				臨時財政対策債発行可能額				実質的な普通交付税額 (臨時財政対策債発行可能額を合算した額)			
	平成25年度	平成24年度	増減額 A-B	増減率 C/B	平成25年度	平成24年度	増減額 E-F	増減率 G/F	平成25年度 A+E	平成24年度 B+F	増減額 I-J	増減率 K/J
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
和歌山市	11,703,260	11,960,719	-257,459	-2.2%	7,604,718	7,059,507	545,211	7.7%	19,307,978	19,020,226	287,752	1.5%
海南市	4,851,989	4,833,464	18,525	0.4%	1,216,775	1,130,643	86,132	7.6%	6,068,764	5,964,107	104,657	1.8%
橋本市	6,872,749	6,764,357	108,392	1.6%	1,181,702	1,132,286	49,416	4.4%	8,054,451	7,896,643	157,808	2.0%
有田市	3,137,712	2,599,172	538,540	20.7%	653,705	503,542	150,163	29.8%	3,791,417	3,102,714	688,703	22.2%
御坊市	2,650,728	2,569,196	81,532	3.2%	534,176	488,364	45,812	9.4%	3,184,904	3,057,560	127,344	4.2%
田辺市	13,840,534	13,775,376	65,158	0.5%	1,608,917	1,551,118	57,799	3.7%	15,449,451	15,326,494	122,957	0.8%
新宮市	5,142,051	5,036,586	105,465	2.1%	624,433	599,422	25,011	4.2%	5,766,484	5,636,008	130,476	2.3%
紀の川市	9,765,967	9,580,853	185,114	1.9%	1,273,075	1,313,087	-40,012	-3.0%	11,039,042	10,893,940	145,102	1.3%
岩出市	2,802,696	2,783,485	19,211	0.7%	817,727	784,907	32,820	4.2%	3,620,423	3,568,392	52,031	1.5%
紀美野町	3,554,133	3,449,684	104,449	3.0%	275,545	274,110	1,435	0.5%	3,829,678	3,723,794	105,884	2.8%
かつらぎ町	3,355,058	3,255,745	99,313	3.1%	401,208	381,495	19,713	5.2%	3,756,266	3,637,240	119,026	3.3%
九度山町	1,546,749	1,519,110	27,639	1.8%	122,125	124,775	-2,650	-2.1%	1,668,874	1,643,885	24,989	1.5%
高野町	1,507,765	1,474,096	33,669	2.3%	115,162	115,509	-347	-0.3%	1,622,927	1,589,605	33,322	2.1%
湯浅町	1,913,996	1,931,596	-17,600	-0.9%	211,151	216,903	-5,752	-2.7%	2,125,147	2,148,499	-23,352	-1.1%
広川町	1,583,989	1,548,359	35,630	2.3%	154,190	158,914	-4,724	-3.0%	1,738,179	1,707,273	30,906	1.8%
有田川町	6,180,901	6,182,157	-1,256	0.0%	610,767	622,078	-11,311	-1.8%	6,791,668	6,804,235	-12,567	-0.2%
美浜町	1,400,347	1,377,754	22,593	1.6%	136,314	152,417	-16,103	-10.6%	1,536,661	1,530,171	6,490	0.4%
日高町	1,552,473	1,489,105	63,368	4.3%	146,985	153,191	-6,206	-4.1%	1,699,458	1,642,296	57,162	3.5%
由良町	1,265,808	1,213,720	52,088	4.3%	163,923	163,435	488	0.3%	1,429,731	1,377,155	52,576	3.8%
印南町	1,958,640	1,900,801	57,839	3.0%	200,742	201,454	-712	-0.4%	2,159,382	2,102,255	57,127	2.7%
みなべ町	3,575,047	3,575,518	-471	0.0%	334,448	347,871	-13,423	-3.9%	3,909,495	3,923,389	-13,894	-0.4%
日高川町	4,501,261	4,575,829	-74,568	-1.6%	328,333	335,076	-6,743	-2.0%	4,829,594	4,910,905	-81,311	-1.7%
白浜町	3,358,002	3,373,285	-15,283	-0.5%	550,820	523,474	27,346	5.2%	3,908,822	3,896,759	12,063	0.3%
上富田町	1,587,030	1,559,726	27,304	1.8%	255,905	261,236	-5,331	-2.0%	1,842,935	1,820,962	21,973	1.2%
すさみ町	1,791,899	1,759,860	32,039	1.8%	127,267	130,310	-3,043	-2.3%	1,919,166	1,890,170	28,996	1.5%
那智勝浦町	2,672,652	2,613,358	59,294	2.3%	315,441	318,199	-2,758	-0.9%	2,988,093	2,931,557	56,536	1.9%
太地町	897,604	873,506	24,098	2.8%	68,560	74,095	-5,535	-7.5%	966,164	947,601	18,563	2.0%
古座川町	1,706,283	1,707,468	-1,185	-0.1%	106,074	111,658	-5,584	-5.0%	1,812,357	1,819,126	-6,769	-0.4%
北山村	569,576	566,913	2,663	0.5%	35,415	34,748	667	1.9%	604,991	601,661	3,330	0.6%
串本町	3,988,918	3,842,801	146,117	3.8%	360,472	354,136	6,336	1.8%	4,349,390	4,196,937	152,453	3.6%
中核市計	11,703,260	11,960,719	-257,459	-2.2%	7,604,718	7,059,507	545,211	7.7%	19,307,978	19,020,226	287,752	1.5%
都市計	49,064,426	47,942,489	1,121,937	2.3%	7,910,510	7,503,369	407,141	5.4%	56,974,936	55,445,858	1,529,078	2.8%
町村計	50,468,131	49,790,391	677,740	1.4%	5,020,847	5,055,084	-34,237	-0.7%	55,488,978	54,845,475	643,503	1.2%
計	111,235,817	109,693,599	1,542,218	1.4%	20,536,075	19,617,960	918,115	4.7%	131,771,892	129,311,559	2,460,333	1.9%

※平成24年度は当初算定時の額。

## 用 語 集

用 語	用 語 の 解 説
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもの。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するもの。
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還に要する経費。
地域経済・雇用対策費	歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう創設。(平成24年度)
地域の元気づくり推進費	平成25年7月から地方公務員の給与について、国家公務員と同様の給与減額支給措置を実施することを前提に、普通交付税の算定に用いる給与関係経費を削減することに併せて、地域の活性化等に要する経費として創設されたもので、人口、ラスパイレス指数、職員数削減率を基準に算定される。(平成25年度)
錯誤措置額	普通交付税は、その性格上正確な算定が求められるが、基礎となる数値の確定方法や算定方法がきわめて複雑なことなどから修正の必要が生じる場合がある。この修正事項を「錯誤」と呼び、算定以後において発見された修正すべき「錯誤額」を翌年度以降の交付税額に加算・除算して修正する措置。
調整額	普通交付税の予算総額が財源不足団体の財源不足総額に満たない場合に、財源不足総額を予算総額に合わせるために用いる。
普通交付税	地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するものを地方交付税といい、普通交付税と特別交付税がある。そのうち、普通交付税は基準財政需要額が基準財政収入額を上まわった場合、その財源不足額が交付される。
包括算定経費	普通交付税の算定方法の簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定方法として導入された。(平成19年度)
地域振興費	包括算定経費の導入に際し、離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みとして創設された。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。 なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入される。